

平成24年度研修部・総合研修所事業計画

研修制度の概要

司法書士業務に密接関連する各種法令の改正を受け、司法書士に求められる法律家としての資質と執務能力の向上を図り、国民からの信頼を高めていくことを目的とする研修が要求されている。

司法制度改革、規制緩和、構造改革に十分耐えられる司法書士制度を確立するとともに、社会からの多様なニーズに応えるため、次のような研修事業計画を推進していく。

1. 法律家としての職業倫理に関する研修
2. 新設・改正された法令の習得に関する研修
3. 登記業務に関する研修
4. 裁判実務の習得を目的とする研修
5. 簡裁訴訟代理等関係業務に関する研修
6. 商事法務・企業法務に携わる専門職能としての研修
7. 成年後見実務を担う専門家としての資質向上を図るための研修
8. 民事保全・執行手続に関する研修
9. 家事審判・調停、少年事件に関する研修
10. 国民への法的サービスを提供するための研修
11. その他会員の資質と執務能力の向上を図る研修

また、支部ブロック研修と支部セミナーの強化を推進し、会員全員が日司連会員研修規則第4条第2項に定められた単位を取得するよう指導する。

新人研修は、次の世代を担う人材の養成と位置づけ、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）、関東ブロック司法書士会協議会（以下「関東ブロック」という。）の新人研修と連携し、法律家として社会の要請に十分応え得る司法書士の養成を目指す。日司連が実施する司法書士特別研修について、関東ブロックと連携・協働し、研修全体の充実と質的向上を図る。